

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 専 門 部 会 (第 1 回) 議 事 要 旨

開 催 日 時	令和 5 年 9 月 28 日 (木) 午前 9 時 30 分 ～ 午前 11 時 40 分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第 2 5 条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他 		
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に小幡委員、部会長代理に柳井委員が選出された。 (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年 9 月 28 日とすることとされた。 (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成・公開することとされた。審議資料は、原則公開とされた。 (4) 最低賃金法第 2 5 条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第 2 5 条第 5 項に係る意見の提出はなかった旨報告された。 また、最低賃金法第 2 5 条第 6 項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認めた場合は、その時判断することとされた。 (5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、 「鉄鋼産業は、他産業に比して高度な専門性や熟練度が要求される一方で作業環境は厳しく、技術・技能の伝承のために優秀な人材を確保する観点、非正規及び未組織労働者の処遇改善を図る観点、最新の連合のリビングウェッジ 1,066 円や高騰する消費者物価に対応する観点、経済の好循環を図る観点、地域最賃との優位性を確保する観点から、特定最低賃金の引上げが必要である」旨の主張があった。 使用者代表委員からは、 「全産業の景況感は横ばいで推移するなか、製造業、特に鉄鋼業においてはマイナスとなっている。鉄鋼市場は、総じて弱含みであり、鉄鋼業の経営状況は、原材料価格の高どまり、海外景気の減速など当面の経済及び鉄鋼需要の下振れリスクなどがあり、先行きは不透明である。 		

鉄鋼業の特定最低賃金水準は、地域別最低賃金より高い水準が必要と認識している一方、すでに地域最低賃金より相当程度高く、経営体力の弱い中小企業、小規模零細企業の実態を踏まえながら対応していくことが必要である」旨の主張があった。

(7) 金額審議について

○労働者側は、労働協約の最低賃金額である 1,003 円（20 円引上げ）を主張。

○使用者側も、厳しい業界の状況はあるが、春闘・中小組合の賃上げ率 1.96%、賃金改定状況調査第 4 表①②B ランク製造業賃金上昇率 2.3%を考慮し、1,003 円（20 円引上げ）に同意する旨主張。

○20 円引き上げ、時間額 1,003 円、発効日 12 月 15 日、全会一致で答申。

(8) その他

事務局より、今後の日程等について説明があった。